

自然保護の窓

第 11 期霊長類保護委員会より

1. 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンザル編）に関するパブリックコメントへの意見提出と結果について

これまで自由集会などで議論してきました特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンザル編）案について、2009 年 11 月 20 日～12 月 21 日にかけて、環境省がホームページ上で意見募集（パブリックコメント）を行いました。保護委員会では、理事会でとりまとめた意見をメールで環境省に提出しました。その後 2010 年 3 月には、パブリックコメントの結果が、環境省のホームページ上で公開されました（<http://www.env.go.jp/info/iken/result/h211221.pdf>）。

霊長類学会からの意見と環境省からの回答の概要は次のとおりです。また、5 月に改訂版マニュアルが刊行されました（<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3.html>）。保護委員会を中心に今後の対応を検討しています。

意見 1

個体群の絶滅回避のための基準と指標を記し、個体群保全について実効性のあるマニュアルにすべき。回答：地域の状況を踏まえた目標の設定が重要なので、国からは定量的な数値は提示しない。

意見 2

捕獲が被害問題に対する絶対的な解決法だと印象付ける記述が多いので修正する必要がある。回答：一部を削除したが、個体群管理を柱にしなければ適切な保護管理が実施できないと考える。

意見 3

捕獲を実施する際の原則や基本的な考え方や基準の記載が不十分。回答：地域の状況を踏まえた目標の設定が重要なので詳しい記載はしない。

意見 4

個体数調整あるいは有害捕獲による個体は医学実験に利用できると誤解される可能性があるため、修

正が必要。回答：修正を要する状況にないことから、原文のとおりとする。

資料：特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンザル編）に関する霊長類学会からの意見

宛先 環境省自然保護局野生生物課鳥獣保護業務室
意見提出者氏名 日本霊長類学会会長 高畑由起夫

意見 1

1) 該当箇所：マニュアル全体に対する意見ですが、次の箇所が特に該当します。P10L2-3, P11L21-L26, P18 下から L6, P21L7-L9, P41L4-L5。

2) 意見：ニホンザルの地域個体群を保全する必要性について述べられていますが、具体性がありません。個体群の絶滅回避のための基準と指標を記し、個体群保全について実効性のあるマニュアルにすべきです。

3) 意見の理由：保護管理を慎重に行うべき小規模個体群の定義や配慮事項などについて具体的な記述がありません。歯止めのない捕獲によって小規模個体群が絶滅、大きな個体群も分断・縮小する懸念があります。野生生物の保全を使命とする環境省の作るマニュアルとしては極めて不適切だと考えます。

意見 2

1) 該当箇所：マニュアル全体に対する意見ですが、次の箇所が特に該当します。P7L1-2, P8L 下から L9-L1。

2) 意見：捕獲が被害問題に対する絶対的な解決法であると印象付ける記述が多いと考えます。捕獲以外の防除法を含めた適切な対策が実施されるよう配慮した記述に改めるべきです。

3) 意見の理由：捕獲を被害対策の一つとして、ニホンザルの保護管理に明確に位置づけ、対策として適正化するという趣旨は理解できます。しかし、捕獲以外の防除法が整備され有効に適用されている地域があるにも関わらず、そのような防除法の効果が十分評価されていません。地域によっては、個体群保護、あるいは対費用効果、あるいは実際の効果の観点から捕獲よりもそれ以外の防除法に対策の力点を置く必要があると考えられます。地域の状況に応じて、捕獲、その他の防除法が適切に選択されるよう配慮する必要があります。

意見 3

- 1) 意見の該当箇所：マニュアル全体に対する意見ですが、次の箇所が特に該当します。P19-21 の「3) 個体群管理」、P41 下から L4-L1
- 2) 意見：捕獲を実施する際の原則や基本的な考え方、具体的な基準等に関する記載が不十分であり、何を判断基準として捕獲を実施すればよいのかが示されていません。マニュアルに明記し適切に指導すべきです。
- 3) 意見の理由：モニタリングとフィードバックは特定鳥獣保護管理計画の重要な枠組ですが、すべてを試行錯誤で実施することは不可能です。

意見 4

- 1) 該当箇所：P24 下から L6-L5
- 2) 意見：捕獲後の利用について正確な記述が必要です。「医学実験等に使用するために... 認められない」、という記述がありますが、捕獲個体の直接的な実験利用を助長する懸念があるので、記述を改めるべきです。
- 3) 意見の理由：(学術研究目的ではなく、) 個体数調整あるいは有害捕獲による捕獲個体なら医学実験等に利用できることも認め、誤解を受ける可能性があります。

意見 5

- 1) 該当箇所：多数
- 2) 意見：非科学的な記述、不正確な記述、無用な繰り返しが多数見られます。特に個体群管理の単位(P10, P38)や遺伝学的な研究の解釈(P31-P32)には、問題があります。当学会では、必要とされるならこれらについても詳細な意見を送る用意があります。

意見 6

- 1) 該当箇所：全体
- 2) 意見：よりよいマニュアルを作成するため、さらなる努力を続けられるよう切に希望いたします。日本霊長類学会は、本マニュアルの作成について、今後とも協力させていただく所存です。
- 3) 意見の理由：本マニュアルは、主に都府県の鳥獣行政担当者が妥当性や実効性の高い計画を立案・実施するためのものです。ニホンザルの保護管理のための考え方、基準、知識、技術などが、明確に、

かつ容易に理解できるよう記載されていることが必要です。しかし、現在の記述では不十分です。

(文責：大井徹)

2. 学会と NBR の関係について

日本霊長類学会では、1) 野生動物の保全、2) 実験動物に対する動物福祉あるいは生命倫理面での配慮、3) 社会的コンセンサスを得ること、を原則とする動物実験のあり方を重視してきました。2001 年には、実験用ニホンザルの繁殖コロニー設置に関する要望書を文部科学省をはじめ関係機関に提出し、野生由来のサル類を実験に直接利用しないために、研究用サル類の繁殖コロニーを設立し、安定供給体制を整備するよう求めました。こうした動きを背景に、2002 年にスタートしたナショナルバイオリソース(NBR)プロジェクト「ニホンザル」は第1期5年を終了し、2007 年から第2期を迎えています。現在は、泰羅雅登委員長(日本大学大学院総合科学研究科)を中心に「ニホンザル」バイオリソース運営委員会がプロジェクトを運営しています。日本霊長類学会は NBR 計画に関心をもち、過去7回の公開シンポジウムを後援し、活動を支援してきました。今期の保護委員会では、このところ中断していた NBR 運営委員会とのコミュニケーションを復活し、同プロジェクトの進捗状況を学会員に伝達したいと考えています。動物福祉担当の理事・幹事でコミュニケーションの形を考え、実現してゆく予定です。

(文責：友永雅己・川本芳)

3. 学会ガイドラインの見直しについて

1986 年に制定された日本霊長類学会の「サル類を用いる実験遂行のための基本原則」の見直しについて議論を始めています。そのための重要な資料として国際霊長類学会の "IPS International guidelines for the acquisition, care and breeding of nonhuman primates" の翻訳作業を進めています。

(文責：友永雅己)

4. 外来種対策への協力について

保護委員会を中心に日本霊長類学会は国内の外来種対策に協力が続けています。以下は学会が関係する要望書や調査活動などをまとめた、外来種対策活動の主な経緯です。

(1) 和歌山県のタイワンザル問題

2001年4月18日

会長が「タイワンザル集団の除去に関する要望書」を県知事に提出。全頭排除のため原則として安楽死させる方針で速やかに捕獲に着手することを要望。実現に向け学会からの協力を約束。

2003年12月

保護委員会より WWF・日興グリーンインベスターズ基金による調査結果「和歌山タイワンザル交雑群に関する報告」を学会 HP で公表。

2005年1月

保護委員会より和歌山市周辺タイワンザル交雑群個体数調査の結果を学会 HP で公表。

2005年1月

会長が「ニホンザルとタイワンザルの交雑化防止に関する要望」を環境大臣と県知事に提出。国には県への適切な指導を、県には特定鳥獣保護管理計画による捕獲事業の延長を要望し、不可能な場合は有効な代替手段により除去を継続するよう要望。

2008年11月

保護委員会より「平成20年度和歌山県タイワンザル等生息状況調査報告」（県と学会の共同調査事業）を学会 HP で公表。

現在

県有害捕獲事業で排除を継続中。

(2) 青森県のタイワンザル問題

2002年4月26日

会長が「タイワンザルの離れ猿除去に関する要望書」を県環境生活部長に提出。生息状況調査や除去措置を速やかに講じ、交雑状況を調査するよう要望。

2002年10月30日

会長代理（副会長）が「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」についての意見書を提出。サル類の特定動物指定、飼育条件の厳格化、登録・検査の徹底、飼育者管理責任の強化、を提言。

2004年

野辺地飼育地からの完全排除を達成。保護委員会の「自然保護の窓」で経緯を説明（『霊長類研究』20:169-171,2004）。

(3) 千葉県のアカゲザル問題

2007年1月4日

会長が「千葉県に生息するアカゲザル等の防除に関する要望」を県知事に提出。効果的な施策とモニタリング継続と科学的知見の集積を要望。実現に向け学会からの協力を約束。

2007年1月12日

会長が「千葉県に生息するアカゲザル等の防除に関する要望」を環境大臣に提出。必要な施策の検討と千葉県への財政・技術支援を要望。

現在

県事業で交雑群の排除とニホンザルの交雑調査を継続中。

今期の保護委員会では、外来種対策事業への協力を継続、発展させます。また、新たな外来種問題が発生する場合にも、現状調査に協力し対策への提言を行う方針です。

以下は保護委員会が把握する、国内外来種の近況です。

(1) 和歌山県のタイワンザル

和歌山県による捕獲事業は平成22年度も継続される。捕獲の進行で個体数は減り、捕獲効率も低下してきたため、個体群の頭数把握が困難になってきた。未知の群れが生まれても捕捉しにくい状況なので、新たなモニタリング手法を導入し対応すべき局面を迎えている。

(2) 千葉県のアカゲザル

県の公表結果では、平成19年度に128頭、平成20年度に247頭、平成21年度（12月時点）に180頭程度と、合計約580頭程度が捕獲されている。一方、調査や目撃情報から、生息情報が把握されていなかった個体群が見つかり、生息頭数が上方修正され、残りは約350頭と推定されている。ニホンザルへの影響波及については、県特定鳥獣保護管理計画検討会で対策が検討されている。

（文責：川本芳）